

「地域イノベーション創出総合支援事業」
地域卓越研究者戦略的結集プログラム
Japan Regional Innovation Strategy program
by the Excellence (J-RISE)
募集要項
(平成21年度版)

インターネットによる公募受付締切日
平成21年8月31日(月) ~ 12:00

【ご注意】

本事業への提案にあたっては、事前に「e-Rad(府省共通研究開発管理システム)」への「研究機関の登録」「研究者の登録」が必要となります。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きを行って下さい。(公募受付期間前でも登録手続きが可能です。)

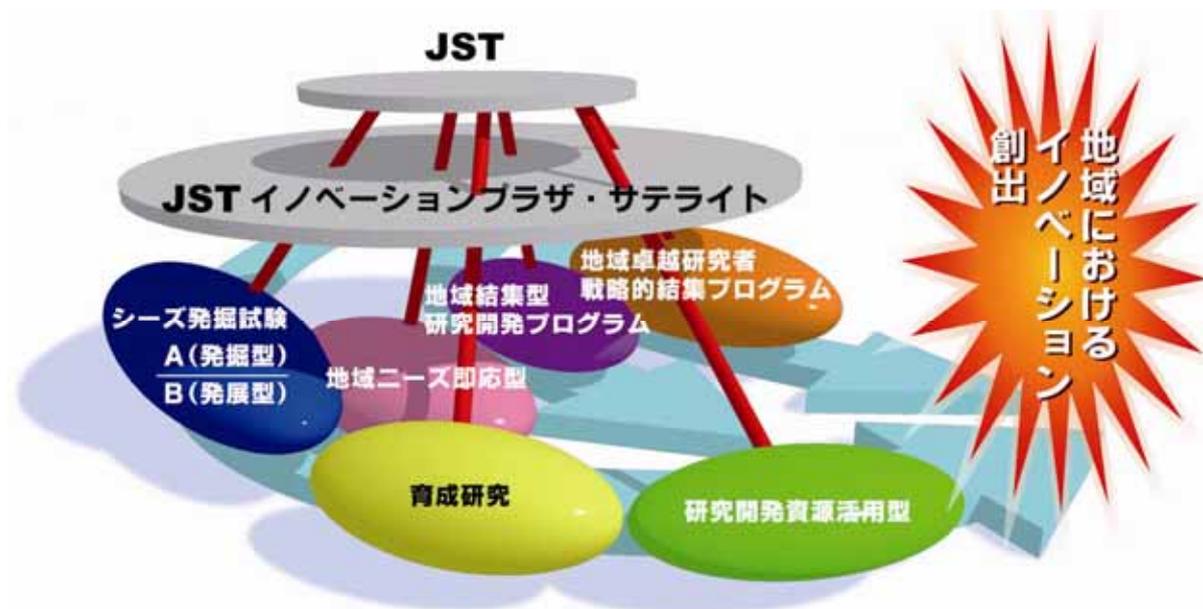
平成21年7月

目次

地域イノベーション創出総合支援事業について	2
1. 「地域卓越研究者戦略的結集プログラム」の概要	3
2. 応募申請の要領	8
3. 審査	10
4. 公募・審査スケジュール(予定)	12
5. 委託費の支出について	13
6. 採択後の応募申請者の責務等	15
7. 応募申請に当たっての留意点	17

地域イノベーション創出総合支援事業について

全国に展開しているJSTイノベーションプラザ・サテライト（以下「プラザ・サテライト」という。）を拠点として、自治体、他府省庁、JSTの基礎研究や技術移転事業等との連携を図りつつ、シーズの発掘から実用化までの研究開発を切れ目なく行うことにより、地域におけるイノベーションの創出を総合的に支援します。



「地域卓越研究者戦略的結集プログラム」の位置づけ

地域の大学において、特定分野に関し卓越した研究を実施している研究者を中核とし、企業化に向け同様または関連分野で卓越した研究を実施している研究者を招聘・チーム化し、産学官連携により企業化に向けた研究開発を実施することにより、地域に特色のある特定分野のイノベーション創出、新産業の創出、優秀な人材の養成・輩出による地域の活性化を期待します。

1. 「地域卓越研究者戦略的結集プログラム」の概要

(1) 「地域卓越研究者戦略的結集プログラム」の目的

地域卓越研究者戦略的結集プログラム（以下、「プログラム」という。）では、地域の大学において卓越した研究を実施している研究者（以下、「在籍卓越研究者」という。）を中核とし、企業化に向け在籍卓越研究者の研究をより加速化・高度化できる同様あるいは関連分野の卓越研究者（以下、「招聘卓越研究者」という。）を国内外から招聘し、研究開発チーム（以下、「ドリームチーム」という。）を構築します。産学官連携により企業化に向けた研究開発を推進し、地域に特色のある科学技術の振興とイノベーション創出を図ることを目的とします。

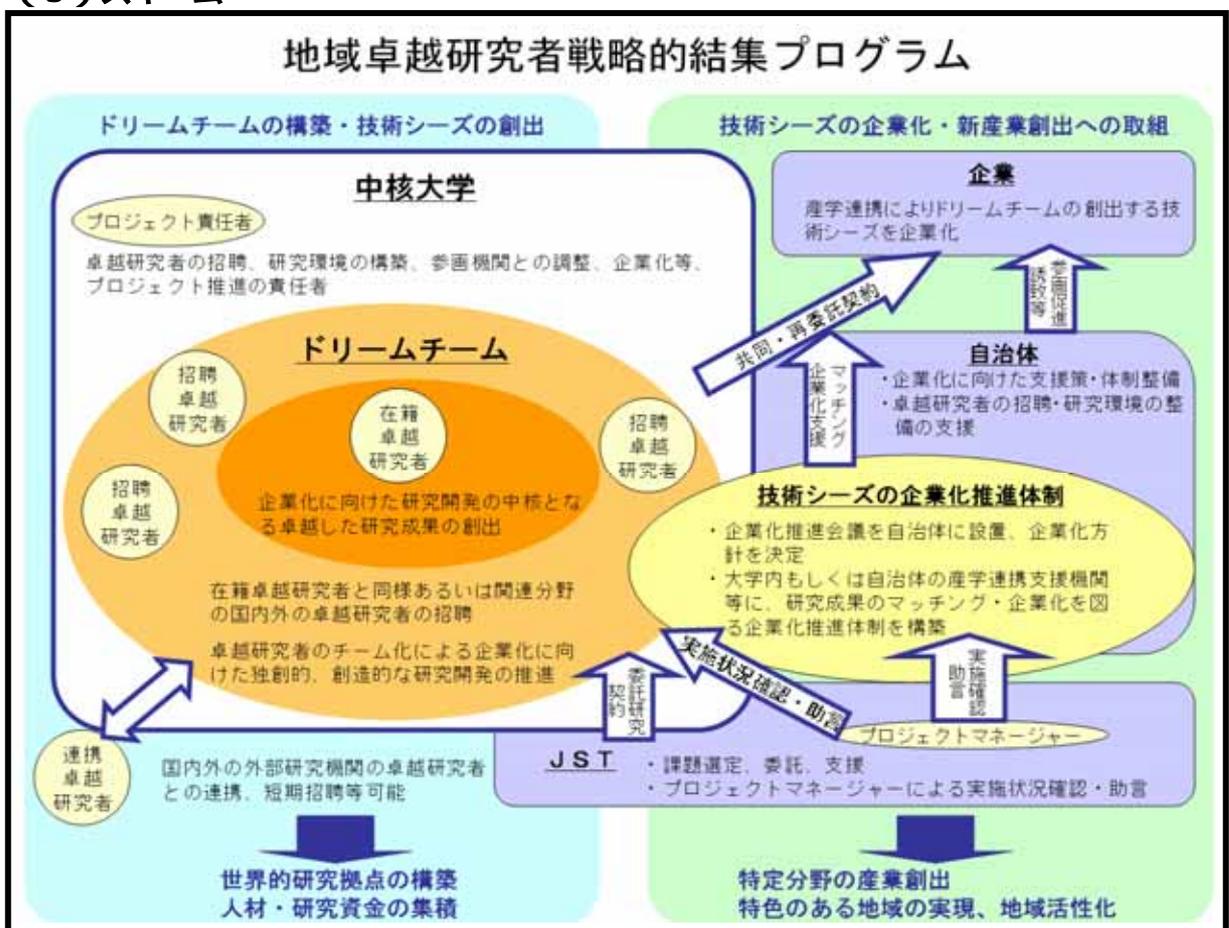
なお、本プログラムにおける各地域における取組を以下「プロジェクト」とします。

(2) 概要

- 1) 本プログラムは、国内外で卓越した研究成果を挙げている在籍卓越研究者の研究分野に関し、在籍卓越研究者が所属する大学（以下、「中核大学」という。）に、企業化に向け同様・関連した研究分野の卓越研究者を招聘し、ドリームチームを結成します。
- 2) ドリームチームにより当該分野の研究開発を加速的に推進し、産学官の連携により地域における企業化を加速します。
- 3) プロジェクトの推進に当たっては、中核大学にプロジェクト責任者を置き、産学官の密接な連携協力の下、卓越研究者の招聘、研究環境の構築、参画機関との調整、企業化等を推進します。
- 4) 企業化の推進・加速に当たっては、中核大学、自治体、地域の産業界、科学技術振興機構（以下、「JST」という。）、外部有識者から構成される「企業化推進会議」を自治体に設置し、企業化に向けた方針・体制を決定します。
- 5) 企業化推進会議で決定された方針の下、中核大学、自治体（本プログラムでは都道府県、政令指定都市）、地域の産業界が連携して「企業化推進体制」を構築し、産学共同による研究開発を推進します。
- 6) プロジェクトの推進に当たり、JSTはプロジェクトの進捗をチェックするとともに企業化に向けた助言を行う「プロジェクトマネージャー」を企業化推進体制に配置します。
- 7) プロジェクトの実施期間は原則5年間を予定しています。
- 8) 毎年度、卓越研究者の招聘状況、企業化推進体制の構築状況、研究開発・企業化の進捗状況を確認します。プロジェクト開始後3年目にプロジェクトの継続・中止を含め4年目以降の方向性を検討するため中間評価を、プロジェクト終了時には研究開発の成果に関する事後評価を実施します。また、プロジェクト終了から3年目に追跡調査を行います。
- 9) JSTが負担する経費については、各地域のプロジェクト内容、運営体制、進捗状況に応じ、額を弾力的に定めることとなります。
- 10) JSTは中核大学に研究開発を委託し、研究開発を推進します。参画する企業等に対しては、必要に応じて中核大学との間で共同研究契約・再委託契約を締結し、研究開発を実施します。

- 1 1) 委託費の支出対象は、研究開発推進に必要な物品費、旅費、謝金等に加え、卓越研究者招聘に必要な旅費、招聘卓越研究者の人件費、中核大学外で連携する卓越研究者（以下、「連携卓越研究者」という。）の短期招聘のための旅費等となります。卓越研究者の招聘以外の経費の支出に関しては、委託費として支出可能な用途の中で中核大学等の計画に基づき設定することができます。
- 1 2) プロジェクトの推進に必要な経費のうち、JSTが負担する経費以外のもの（共同研究先研究費、JST負担以外の研究員の人件費等）は、地域負担分として、JSTからの委託費の直接経費の1 / 2に相当するものを計上していただきます。物的・人的資源に関する経費の計上が可能です（制限があります）。JSTが負担する経費だけでなく、地域負担分経費についても各年度終了後に金額と内容を報告して頂きます。

(3) スキーム



(4) しくみ

プロジェクトの推進

本プログラムの推進に当たっては、在籍卓越研究者を中核とし、中核大学、自治体を中心に地域の産業界と連携し、卓越研究者の招聘、ドリームチームの構築、研究開発、企業化を実施します。プロジェクトの推進に当たっては中核大学内にプロジェクト責任者を置き、プロジェクト全体を統括します。

在籍卓越研究者

現在中核大学に所属しており、研究開発実施の根幹となる国内外トップレベルかつプロジェクト終了後5年程度で地域において企業化が期待できる研究開発を実施している研究者。招聘研究者を含めたドリームチームの中核を担う研究者として、プロジェクト責任者や関係機関等と協議の上、チームの研究開発計画を策定し、自治体・地域産業界と連携して企業化に向けた研究開発を推進します。

なお、プロジェクト実施期間中、大学に常勤で所属すること、及びプロジェクト終了後も引き続き継続して研究開発に携わることが条件となります。

また、提案時の在籍卓越研究者の選定に当たっては、中核大学と自治体との間で十分な協議を実施して下さい。

プロジェクト責任者

中核大学に所属するプロジェクト推進の責任者です。卓越研究者の招聘、中核大学におけるドリームチームの研究環境の構築・参画機関との調整・企業化等、プロジェクト全体を統括します。研究環境の構築・研究推進に当たっては、卓越研究者、自治体、企業等と十分な連携・調整を行います。なお、プロジェクト責任者は中核大学において、前記の役割を責任を持って担うことができ、また柔軟な体制構築を行うことのできる者、具体的には理事クラス以上の者とします。

卓越研究者の招聘・連携によるドリームチームの構築

地域における産学連携による企業化の推進・新産業の創出を図るため、本プログラムでは中核大学に在籍する国内外で優れた業績を挙げている卓越研究者を中核とし、企業化の加速的な推進に資する同様・関連分野の卓越研究者を招聘し、チームにより研究開発を実施することにより、優れた技術シーズの創出と企業化に向けた研究開発を推進します。

国内外からの卓越研究者の招聘、ドリームチームの研究環境整備は、プロジェクト責任者を中心とした中核大学において実施します。

中核大学への招聘が難しい卓越研究者については、連携卓越研究者として、そのまま他大学等に所属しつつ、ドリームチームと連携して研究開発を推進します。この場合、連携卓越研究者の中核大学等への短期招聘も可能です。

招聘卓越研究者

在籍卓越研究者と同様あるいは関連する研究分野に関する卓越した研究者であり、中核大学に招聘し、在籍卓越研究者とチーム化することにより企業化に向けた研究開発の加速的な推進が期待される。在籍卓越研究者とドリームチームを組織し、共同で企業化に向けた研究開発を実施します。

なお、招聘する卓越研究者は以下の条件を満たすこととします。

- ・常勤で雇用すること（特任等、研究開発に専念できる体制をとること。）
- ・招聘時、原則55歳以下であること（プロジェクト終了5年後まで継続して大学・地域における研究開発の中核を担う観点から。）

連携卓越研究者

在籍卓越研究者の研究内容と同様あるいは関連する研究分野について、企業化の加速化に資する研究開発を実施している研究者。招聘が困難な場合、国内外の大学等において、ドリームチームと連携して研究開発を実施します。中核大学の制度上可能であれば、短期招聘も可能とします。

() 「大学等」とは、国内外の国公立大学、大学共同利用機関、高等専門学校、国立試験研究機関、公設試験研究機関、研究を行っている特殊法人・独立行政法人・公益法人を表します。

中核大学以外の大学等

連携卓越研究者が所属する国内外の大学、研究機関等。中核大学や他の参画機関では遂行できない研究開発・検証実験を実施します。実施に当たっては中核大学と再委託契約を締結することが可能です。

企業化推進体制の構築、企業化の推進

ドリームチームによる研究成果を積極的な産学連携により企業化できるよう、中核大学と自治体が主体となり、地域の産業界と連携の下企業化推進体制を構築し、企業等とのマッチング、企業化を推進します。

ドリームチームと連携する企業は、企業化推進体制等からの支援の下、企業化に向けた研究開発を実施します。

企業化推進会議

プロジェクト責任者、中核大学、自治体、地域の産業界、JST、外部有識者で構成する会議であり、自治体が設置します。

企業化推進会議では、ドリームチームから創出される研究成果の企業化に関し、以下の項目等について検討し、企業化に向けた具体的な方針を決定します。

- 1) 産学官の連携協力関係の強化と地域における新技術・新産業創出に向けた意識強化
- 2) ドリームチームによる研究成果の企業ニーズとのマッチング・連携方策、企業化方策
- 3) ドリームチーム及び企業化に向け連携する企業等が最大限能力を発揮できる柔軟な研究組織体制と研究に必要な自由度の確保
- 4) 地域において企業化を推進するための効果的・効率的な体制の構築

なお、企業化推進会議は最大15名とします。

企業化推進体制

企業化推進会議で決定された方針の下、中核大学・自治体が主導し、産業界との連携の下、地域にドリームチームの研究成果の企業化に向けた体制を組織します。

体制の整備は地域の実情及び各機関の状況に応じ構築されることとなりますが、想定される設置先としては大学、自治体の産学連携支援機関、第三者機関等が挙げられます。また、活動に必要な人材は中核大学・自治体等が連携の上配置します。

企業化推進体制では、ドリームチームの研究成果の企業化、地域における新産業創出に向け

- 1) 知的財産の保護、育成、活用
- 2) 市場調査
- 3) 企業化に向けたロードマップの作成
- 4) 市場ニーズの研究へのフィードバック
- 5) 企業とのマッチング
- 6) 他事業への橋渡し

等の取組を実施します。

ただし、中核大学・自治体において全てを網羅して万全の人員を配置することには無理があるため、例えば弁理士、技術士、経営士、会計士、市場調査会社、コンサルタント会社等をスキルバンクとして登録し、適宜活用する等、外部人材・機関を活用する体制なども必要に応じ整備して下さい。

参画企業

在籍卓越研究者を中核とするドリームチームと共同して企業化に向けた研究開発を推進します。研究開発の推進に当たっては、必要に応じて中核大学からの再委託契約も可能とします。

中核大学の役割

プロジェクト推進の中核となる地域の研究機関であり、JSTとの間での委託契約の下、本プログラムで目標とする在籍卓越研究者を中核とした卓越研究者の招聘、ドリームチームの構築、企業化に向けた研究開発を実施します。

ドリームチームによる研究開発を円滑に進めるため、研究員等の配置、研究環境の整備を行います。

また、プロジェクトを円滑に推進するため、プロジェクト責任者の指揮の下、JSTとの間の契約締結業務、各種報告書の作成、設備等の購入、委託費の経理処理、企業や他の大学等との契約に関する手続き、JSTとの連絡調整等、プロジェクト全体の推進に関わる業務を実施する体制を大学内に整備します。

また、企業化の推進を図るため、自治体が設置する企業化推進会議の方針の下、自治体、地域の産業界と連携し、企業化推進体制を組織し活動に必要な人員等の配置を行います。

なお、本プログラムにおける中核大学は国公私立大学、大学院大学とさせていただきます。

自治体（都道府県・政令指定都市）の役割

地域における新産業の創出、地域活性化の観点から、中核大学とともに本プロジェクトを推進します。特に企業化の推進に当たっては、中核大学とともに主導的な役割を担います。

企業化の推進に当たり、以下の取組を実施します。

- ・自治体に企業化推進会議を設置します。
- ・ドリームチームの研究成果を企業化するための企業化推進体制を、大学、地域の産業界等と連携しつつ組織し、産学連携による研究開発を支援します。

また、必要に応じ、招聘卓越研究者の生活環境整備、ドリームチームの研究環境構築、研究資金の付与等の支援を行います。公設試験研究機関（以下、「公設試」という。）を研究開発に関与させることも可能です。

JSTの役割

新規プロジェクトの募集、採択を行うとともに、研究開発を推進する中核大学との委託契約、プログラムオフィサー（PO）等によるプログラム全体の運営管理等を行います。さらに、ドリームチームによる研究開発の進捗状況を確認し、助言するプロジェクトマネージャーを企業化推進体制に配置します。

プロジェクト開始後3年目には卓越研究者の招聘も含めた研究開発体制の構築や研究開発状況等に関する中間評価を、プロジェクト終了時には研究開発成果等に関する事後評価を、プロジェクト終了後3年後には研究開発成果の発展や活用、地域企業への技術移転や地域イノベーション創出状況に対する追跡調査をそれぞれ実施します。なお、中間評価、事後評価、追跡調査いずれも、必要に応じて現地調査を実施します。事前評価も含めた評価の実施に当たっては、プログラムディレクター（PD）を筆頭に、プログラムオフィサー（PO）を核とした評価組織を構築します。

プログラムディレクター：科学技術に関して優れた学識経験を有し、競争的資金制度の運用及び研究開発課題の評価等に関する見識を有していることを要件としてJSTが指定する者。競争的資金によるプログラムの運営方針の決定、評価結果に基づく課題候補の決定等を任務とします。

プログラムオフィサー：研究開発分野に関し専門知識や研究経験を有し、高度な専門知識に基づく判断ができるとともに、研究開発の動向を把握し、広い人的ネットワークを有していることを要件としてJSTが指定する者。競争的資金による制度の運営方針作成、評価結果に基づく課題候補案の作成、選定課題管理等を任務とします。

プロジェクトマネージャー

プロジェクトマネージャーは本プロジェクトの推進に当たり、ドリームチームが創出する技術シーズが企業化推進体制により適切に企業化に導かれるよう適切な助言を実施するとともに、ドリームチームの研究開発・企業化状況を定期的に確認し、プロジェクトの推進に当たります。

プロジェクトマネージャーをJSTがリストアップし雇用（委託外）、企業化推進体制の組織内に配置します。

JSTイノベーションプラザ・JSTイノベーションサテライト

各プロジェクトの推進に当たっては、研究開発の実施地域を所管するプラザ・サテライトが協力します。プラザ・サテライトの館長等は、企業化推進会議等へ参加し、企業化へ向けた戦略の助言等を行います。

プラザ・サテライトの所管地域は、以下の通りです。

プラザ北海道：北海道

サテライト岩手：青森県、岩手県、秋田県

プラザ宮城：宮城県、山形県、福島県

サテライト新潟：群馬県、新潟県
サテライト茨城：茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
サテライト静岡：山梨県、長野県、静岡県
プラザ石川：富山県、石川県
プラザ東海：岐阜県、愛知県、三重県
サテライト滋賀：福井県、滋賀県
プラザ京都：京都府、奈良県
プラザ大阪：大阪府、兵庫県、和歌山県
プラザ広島：鳥取県、島根県、広島県、岡山県、山口県
サテライト高知：愛媛県、高知県
サテライト徳島：徳島県、香川県
プラザ福岡：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、沖縄県
サテライト宮崎：大分県、宮崎県、鹿児島県

上記所管は変更になることもありますので、あらかじめご了承ください。

(5) 契約形態

JSTと中核大学で委託契約を締結します。

また、中核大学と企業、他の大学等との間で、必要に応じて中核大学からの再委託契約を締結し、研究開発を推進します。

さらに、JSTと全ての参画機関との間で知的財産権や成果の取り扱い等について定めた基本契約を締結するとともに、中核大学と自治体、JSTの三者で卓越研究者の招聘や企業化推進体制の構築等、プロジェクト推進に関する推進契約を締結します。

2. 応募申請の要領

(1) 応募要件

本プログラムでは、以下の要件を満たすプロジェクトを募集します。

- ・国内外で抜きんてた研究実績を有する在籍卓越研究者の研究開発成果に基づく研究開発テーマであること
- ・研究開発テーマについて、企業等との連携により地域においてプロジェクト終了後5年以内での企業化が見込まれるテーマであること。
- ・在籍卓越研究者を中核とし、招聘卓越研究者候補、連携卓越研究者候補がリストアップされており、招聘・連携の可能性があること。なお、プロジェクト実施期間早期に3名以上の卓越研究者を招聘することが望ましい。
- ・中核大学、自治体の主導により、地域経済界との連携の下、企業化に向けた推進体制を組織できること。
- ・地域において新技術・新産業の創出が期待できる研究開発テーマであること。自治体において当該技術分野の振興施策があり、大学、自治体等からの地域負担が見込まれること。

- ・地域企業の参画が見込める技術分野であること。もしくは企業の誘致等により、地域における新たな産業基盤の創出が見込まれること。

(2) 応募申請者の要件

本プログラムへの応募申請には、以下の要件を満たす必要があります。

- ・大学と自治体との連名で応募すること。
原則 1 大学、1 自治体の連名での申請となります。
- ・大学については学長、自治体については部局長による連名での申請となります。申請に当たっては公印が必要となります。なお、課題選定後、大学、自治体、JST の長がプロジェクト推進に係る推進契約書を締結するため、これまでに自治体の長までの了承を取る必要があります。自治体の長の了承を得られない場合は、採択を取り消す場合がございます。
- ・研究開発の実施者(大学等、企業、自治体)は、JST からの委託費に対する負担(地域負担)を行って下さい。(「5.(4) 地域負担について」の項参照)

(3) 募集期間

平成 21 年 7 月 24 日(金) ~ 平成 21 年 8 月 31 日(月) 12:00 まで

(4) 採択予定件数

平成 21 年度は、2 件の採択を予定しています。

(5) 委託金額

1 プロジェクト当たり 1 年度最大 2.2 億円で、5 年間の支援を行います(ただし、間接経費を含む額です)。また、平成 21 年度及び平成 26 年度は最大 1.1 億円となります。

上記金額の範囲内で、年度毎に必要な最低限の額を申請して下さい。(「5.(1) プロジェクト推進計画」の項参照)

なお、各年度の予算の都合により、委託研究費の額を変更することがあります。

(6) 研究開発実施期間(予定)

平成 21 年 12 月に開始し、終了は平成 27 年 3 月末までとなります。なお、研究開発の終了は平成 26 年 12 月までとし、平成 27 年 1 月 ~ 3 月は整理期間とします。(「5.(1) プロジェクト推進計画」の項参照)

(7) 応募申請書類

応募申請時には、以下の書類が必要になります。

- 様式 1 地域卓越研究者戦略的結集プログラム申込書
- 様式 2 地域卓越研究者戦略的結集プログラム 基本計画書(案)
- 様式 3 プロジェクト責任者の経歴書
- 様式 4 卓越研究者、各研究開発テーマの主要研究者の経歴・業績・主要論文リスト

様式5 公的機関の研究助成・補助金等リスト

様式6 研究開発テーマ詳細説明資料

様式や記入時の注意点等、詳しくは、別添「応募申請書類作成要領」をご覧ください。

3. 審査

(1) 審査の方法

応募申請内容等の審査は、プログラムオフィサー（PO）が外部有識者から構成されるアドバイザーボードの協力を得て、応募者から提出された応募申請書類等の内容について事前評価（書類審査及び面接審査）を行い、それらの結果をもとに、本プログラムの目的に照らして優秀と認められるプロジェクトをプログラムディレクターが採択候補プロジェクトとして決定し、最終的にJSTが決定します。

(2) 選考基準

以下の選考基準を中心に総合的に判断します。

在籍卓越研究者の研究状況

中核大学に既に所属している在籍卓越研究者の研究について、当該分野で研究内容の影響度、特許出願・登録数、論文数、被引用数、競争的資金獲得実績等抜きんできた成果を有しており、将来に亘って発展性があり、影響の強い研究内容であること

企業化（*）の可能性

在籍卓越研究者の研究開発テーマについて、プロジェクト終了5年後までを目途に企業化が見込まれ、かつ既存の技術と比べ新規性・優位性が認められ、高い市場性が期待される研究開発テーマであること

（*）特許の実施、ライセンス、ベンチャー起業等により、当該技術を利用した個別商品・サービス提供へ向けた企業活動を展開すること。

国内外の卓越研究者の招聘・連携の妥当性、可能性

招聘・連携を予定している卓越研究者について、その業績が優れていること。また、研究内容が在籍卓越研究者の研究内容と関連性が高く、チームで研究開発を行うことにより、研究開発を加速化、高度化でき、企業化の加速化が期待できること。また、リストアップされた卓越研究者について、招聘・連携の可能性があること。卓越研究者等がドリームチームに継続して参画するための方策が講じられていること。

中核大学の支援体制

中核大学において、プロジェクト責任者の下、卓越研究者の招聘・連携、研究環境の構築等、研究支援に向けた取組を柔軟かつ重点的に実施できる体制が具体化されていること。

企業化に向けた企業化推進体制への参画計画が具体化していること。

自治体における支援体制

企業化に向けた企業化推進体制への参画計画が具体化していること。

自治体において、中核大学との連携により、必要に応じて招聘した卓越研究者や家族等の生活環境の支援等生活面、及び、必要に応じたドリームチームへの研究資金の供与、研究環境の提供等研究面、両面での支援体制が具体化されていること。

企業との連携、企業化推進体制の構築

企業化を目指す観点から、研究開発内容に分野が合致し、かつ技術開発力のある企業が参画している、もしくは参画が見込めること。

企業化の推進に向けた方針を決定する企業化推進会議の委員等構成が具体化していること。

大学、自治体の主導による企業化推進体制の組織構想が明確化されていること。

計画の妥当性

適切な開発目標を立て、必要十分な共同研究開発体制、経費の下実施する合理的な研究開発計画であること

地域への波及効果

プロジェクトの実施が地域産業の活性化及び地域大学の特徴ある研究拠点化に資すること。また、地域にとって重要な科学技術分野の課題であり、企業化によって地域の新産業創出に貢献することが期待されるものであること。自治体内に当該科学技術分野に関する研究開発拠点が将来的に構築されると見込めること。

競争的資金の獲得額が少ない等によりこれまで卓越研究者の招聘が難しかった大学へ卓越研究者を招聘し、大学との連携による地域の新産業創出、新たな特徴ある研究拠点構築を目指す観点から、大学全体の外部資金・競争的資金の取得状況を選考に当たり考慮します。

(3) 審査結果の通知等

審査結果の通知等は以下のとおり行います。審査結果通知後、研究開発計画等の見直し、委託金額の査定等を経て、最終的な契約を締結します。

書類審査の結果、面接審査の対象となったプロジェクト責任者に対し、書面にてその旨を通知するとともに、面接審査の開催要領・日程等について通知します。

書類審査、面接審査の各段階で不採択となったプロジェクト責任者に対し、その都度、書面にてその旨通知します。

面接審査の結果、採択となったプロジェクトの応募者に対し、書面にてその旨を通知するとともに、研究開始の手続についてご連絡します。

採択プロジェクトについては、プロジェクト名、中核大学、自治体名、プロジェクト責任者名、在籍卓越研究者名、プロジェクト要旨ををホームページ等で公表します。

4. 公募・審査スケジュール(予定)

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への中核大学及び研究者の登録	府省共通研究開発管理システム(e-Rad)に未登録の中核大学は、e-Radへの機関登録を行って下さい。 ()e-RadのID、パスワード取得には時間を要しますので、中核大学の事務代表者は、余裕を持って(公募締切の少なくとも2週間以上前を推奨)本システムへ登録して下さい。 府省共通研究開発管理システム(e-Rad) e-Radポータルサイト： http://www.e-rad.go.jp/ 中核大学は、e-RadのID、パスワードを取得しましたら、 <u>e-Radから、応募する際にプロジェクト責任者となる方の研究者登録を行って下さい。</u>
応募書類の受付	平成21年7月24日(金)～8月31日(月) 12:00まで 所定様式を使って応募書類を作成の上、e-Radから申請して下さい。
書類審査	平成21年9月
書類審査 結果通知	平成21年9月下旬
面接審査	平成21年10月中旬
面接審査 結果通知 採択プロジェクトの発表	平成21年11月上旬
契約調整	平成21年11月中旬 委託研究契約の締結に当たり、各機関では「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書を提出することが必要です。
研究開始	平成21年12月1日(火)

上記スケジュールは目安であり、諸般の事情により変更されることがあります。

5. 委託費の支出について

(1) プロジェクト推進計画

本プログラムでは、1～6年度（初年度と最終年度が通年実施ではないため）の契約をJSTと中核大学との間で締結します。本プログラムに応募申請する段階で、卓越研究者の招聘等研究体制整備と、企業化に向け不可欠な研究開発に効率良く時間と経費を使えるように、十分に研究開発計画を練ることが求められます。

計画立案に当たっては、研究開発に必要な設備費や材料費等を精査し、各年度の予定経費を積算して下さい。応募申請するプロジェクトの技術分野や既に整備されている研究開発環境等により、必要となる経費は様々であることが予想されますので、そのような地域の事情を鑑み、柔軟で効果的な研究開発計画・経費配分による研究開発の推進をお願いします。

実際の委託費の額は、応募申請書類に記載された計画等の審査結果に基づき決定されることとなりますので、必ずしも申請額全額が提供されない場合もありますので予めご了承下さい。

毎年度の計画予算が2.2億円を超えることはできません。なお、初年度及び最終年度の計画予算の上限は1.1億円となります。

(2) 委託費

委託費は、研究開発の遂行に直接必要な経費及び研究開発成果のとりまとめに必要な経費のうち、以下の経費です。応募申請時には直接経費を積算し、原則として直接経費の30%として間接経費を算出して下さい。

直接経費

・物品費

当該研究開発の対象となる試作物等を製作するための汎用設備（機械、装置、ソフト等）、又は試作物の評価に使用するための汎用設備（機械、装置、ソフト等）等の購入、本研究開発で購入した設備の改造、修繕又は据付、試作物を製作するために必要な材料、消耗品、消耗器材、試薬・薬品類等ならびに試作物を評価するために必要な消耗品等の調達に必要な経費です。また、「物」としての成果のある試作品、ソフトウェア開発の外注についても物品費にて計上して下さい。

・旅費

卓越研究者の招聘、連携卓越研究者の短期招聘や、大学等の研究者が当該研究を遂行するために行う資料収集、各種調査、研究打合せ、成果発表等の実施に必要な旅費です。

・謝金等

本研究開発のために招聘・雇用した卓越研究者・研究員等の人件費、短期雇用者に対する謝金等です。

参画企業に所属する者に対する人件費は計上できません。

・その他

印刷費、複写費、会議費、文献・図書購入費など個別把握可能な経費、研究室等の光熱水費、火災保険料、非課税取引における消費税相当額、その他、JSTが当該研究開

発の遂行に必要と認められた経費。外注費については、「物」としての成果がない役務費等（調査・検査業務、マウス飼育等）はその他にて計上して下さい。

間接経費

研究開発に関連した環境の改善や機能向上のために委託契約機関の責任の下で使用される経費をいい、原則として直接経費の30%とします。ただし、間接経費を計算する際、大学等や企業へ再委託する場合の委託費分を直接経費の中に含めることはできません。

なお、間接経費の取扱いは、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成21年3月27日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）（参考2）を参照して下さい。

再委託費

中核大学は、必要に応じて参画企業、参画機関等に対して再委託契約を行うことができます。再委託費の経費区分の取り扱いは、 に従います。なお、中核大学は再委託に関し、適切な経理管理を再委託先機関に求める必要があります。

（3）直接経費から支出できない経費

研究開発の実施に関連のない経費

研究開発の遂行に必要な経費であっても、次の経費は支出することができません。

- ・建物等施設の建設、不動産取得に関する経費
- ・研究期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・研究課題に関わる研究開発を参画機関以外の第三者に再委託する経費（ただし物性評価等、研究効率向上のために外注する経費はこれに当たらない。）
- ・大学等において研究開発に従事する研究員・技術員・研究補助者以外の人件費
- ・参画企業に所属する者の人件費
- ・学会等の年会費、食事代、懇親会費
- ・特許出願等に関わる経費
- ・合理的な説明のできない経費

（例）研究期間内での消費見通しを越えた極端に大量の消耗品購入のための経費

（4）地域負担について

本プログラムでは、JSTからの委託費のうちの直接経費に対し、プロジェクトの実施者等も1/2相当額の経費を負担（地域負担）することを求めています。

具体的には、参画機関である中核大学、自治体、参画企業が自己負担等により支出する研究開発経費を地域負担分として計上することが可能です。

また、原則として「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（参考2）にて例示されている経費、及び（3）直接経費から支出できない経費については地域負担分として計上することができませんが、以下の経費に関しては計上可能とします。

- ・研究開発に従事する参画企業の研究者等の人件費
- ・ドリームチームの研究開発に必要な拠点整備（施設整備・改造・施設使用料含む）
- ・企業化推進会議実施に係る経費
- ・企業化推進体制による企業化支援に係る経費（謝金等、旅費 等）
- ・招聘卓越研究者住居の賃貸借料

研究開発期間中に計上される地域負担の総額が、JSTの委託費のうちの直接経費額の1/2以上となるようにして下さい。また、地域負担の経費についても研究開発計画に組み込み、年度毎の支出予定額を明確にして下さい。この際、全ての年度においてそれぞれ地域負担額が当該年度の直接経費額総額の1/2以上になっている必要はありません。（プロジェクト実施期間の総額で1/2以上となっていれば構いません。）

従いまして、招聘卓越研究者や企業等の参画が少ないプロジェクト開始当初については地域負担分を大幅に減額し、体制が十分整備された段階で地域負担分を増額するケースや、最初に本プロジェクトに資する施設整備を実施し、後年度の地域負担を軽減するケース等も可能です。

中核大学・自治体・企業等の契約書の写し（各機関の負担額が明記されている書類）を年度初めに提出いただくとともに、各年度終了時には負担額の実績をJSTに報告していただきます。

プロジェクト責任者やプロジェクト推進に係る事務局体制についても、地域負担分として計上することはできません。

【補足】中小企業者が負担する経費は実際の負担額を2倍にして計上可能です。ここで「中小企業者」とは、「中小企業基本法（昭和38年法律第154号）」第2条に定める範囲に該当する企業とします（参考1参照）。

6. 採択後の応募申請者の責務等

申請プロジェクトが採択され、委託契約等を締結しプロジェクトに参加される方は、研究開発の実施及び委託費の執行に当たって、以下の条件を守らなければなりません。

（1）研究開発の推進

プロジェクト責任者は、中核大学、自治体、参画企業と密接に連携し、卓越研究者の招聘、研究開発遂行上のマネジメント、研究開発成果の公表、企業化の推進等、研究開発の実施全般について責任を持つ必要があります。

また、計画書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、定期的な報告書の提出等については、全て中核大学が取り纏めて行う必要があります。

（2）委託費の経理管理

委託費の経理管理に当たっては、次の点に留意する必要があります。

中核大学は、必要に応じ委託費の一部を大学、企業等に委託研究費として支出することができます。ただし、この場合、中核大学は、プロジェクト全体の責任者として、支出先における研究費の経理管理状況について、定期的に報告書を求めるなど、当該大学等の会計担当者と協力して、委託費の適切かつ円滑な経理管理が行われるよう努めなければなりません。

中核大学、及び委託費の一部を支出された大学、企業等は、委託費の経理管理状況を常に把握するとともに、委託費の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように、経費の効率的使用に努める必要があります。なお、本プログラムの経費は国の予算から支出されているため、会計検査の対象となります。実地検査が行われる場合もありますので、十分ご留意いただくとともに、実地検査等への対応をお願いします。

(3) 実施管理

プロジェクト実施期間中、JSTは各プロジェクトの目的が達成されるよう支援、実施管理を行います。また、プロジェクトマネージャーがプロジェクトの進捗状況について適宜確認し、研究開発の遂行上必要な指導・助言等を行います。各プロジェクトの実施者は、研究開発の進捗状況及び支出を受けた委託費の使用状況についての報告をプロジェクト実施期間中、定期的または随時提出する必要があります。

(4) 評価

中核大学は毎年度プロジェクトの実施状況をJSTに報告し、JSTは卓越研究者の招聘、研究環境、企業化推進体制の整備、研究開発及び企業化の進捗状況を確認します。

プロジェクト開始後3年目に中間評価を、また課題終了後に事後評価を実施します。評価者は、各課題の実施者から提出される報告書及び面接審査に基づき、当該課題の採択時の計画、委託契約の内容及び条件に従って確実に研究開発が遂行されたかについての評価を行います。

また、課題終了一定期間後に、中核大学における研究開発への卓越研究者の継続的な参画や、研究開発成果の企業化や活用状況に関する追跡調査を行う予定です。

なお、評価の際には必要に応じて現地調査を実施します。また、JSTのホームページ等で中間評価、事後評価、追跡評価結果を公表します。

評価に携わる外部有識者には、評価の過程で取得した情報について、秘密保持を遵守することが義務づけられています。

(5) 取得物品の帰属

JSTが支出する委託費により取得した研究設備等の所有権は、課題実施期間中JSTに帰属します。(委託契約先の機関には帰属しません。)

当該設備等は、委託先機関が購入に関わる手続きを行い、JSTが無償で貸与する形となります。なお、これら設備等は、委託先機関において善良な管理者の注意をもって適切に管理する必要があります。(本プログラム以外の業務への使用はできません。)

中核大学は、再委託を行っている場合、再委託先機関に善良な管理者の注意を持って適切に管理させる責務があります。

(6) 知的財産権の帰属

プロジェクトにより得られた知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権及びノウハウ等)については、「産業技術力強化法(平成12年法律第44号)」第19条の条文(日本版バイドール条項)を適用し、同条文に定められた

一定の条件の下で、原則発明者の持分に依りて、当該発明者の所属機関に帰属します。これらの知的財産権に係る成果が得られたときには、JSTに報告する必要があります。

また、研究期間中は、本プロジェクトの推進に関連の深い知的財産権及び本プロジェクトにより得られた知的財産権について、原則として第三者へ譲渡・実施許諾等を行わないものとします。(ただし、研究課題の企業化の障害とならないとJST及び研究グループが認めた場合は第三者へ譲渡・実施許諾等することが可能です)

(7) 研究成果等の報告及び発表

本プログラムの委託費で実施された研究開発により得られた成果及び支出を受けた経費の使用結果については、毎年度及びプロジェクト実施終了後に、必要な報告を行わなければなりません。(JSTは、報告のあった成果を報告者の承諾を得た上で公表できるものとしてします。)

プロジェクトに関わる研究開発により得られた成果については、知的財産に注意しつつ国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、積極的に成果の公開・普及に努めなければなりません。また、研究開発終了後に、得られた成果を、必要に応じ発表いただくことがあります。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による成果の発表に際しては、事前にJSTの了解をとるとともに、本プログラムによる成果であることを必ず明記し、公表した資料についてはJSTに提出していただきます。

(8) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録

委託費(再委託費も含む)を執行する参画機関/企業及び当該機関/企業の研究者について、応募時に未登録の場合、採択後にe-Radに登録する必要があります。

(9) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備等の実施状況報告書」の提出

委託研究費を執行する中核大学等は「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備等の実施状況報告書」を文部科学省に提出する必要があります。詳細については、「7. 応募に当たっての留意点(8)」をご参照下さい。

7. 応募に当たっての留意点

(1) 不合理な重複・過度の集中に対する措置

不合理な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題(競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。)に対して、国または独立行政法人の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本プログラムにおいて、審査対象からの除外、採択の決定の取消し、または経費の減額(以下、「採択の決定の取消し等」という。)を行うことがあります。

- ・実質に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本プログラムへの申請段階において、他の競争的資金制度等への提案を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかにプログラムの事務担当に報告して下さい。この報告に漏れがあった場合、本プログラムにおいて、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

過度の集中に対する措置

本プログラムに提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者または研究グループ（以下、「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本プログラムにおいて、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本プログラムへの提案書類の提出後に、他の競争的資金制度等に申請し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本プログラムの事務担当に報告して下さい。この報告に漏れがあった場合、本プログラムにおいて、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

不合理な重複・過度の集中排除のための、提案内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（または採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当部門に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

（２）他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

他の競争的資金や、その他の研究助成等を受けている場合（応募中のものを含む）には、申請書の「公的機関の研究助成・補助金等リスト」（様式５）にその内容を記載して下さい。

他制度への提案内容等との不合理な重複もしくは過度の集中があった場合、または記入内容について事実と異なる記載をした場合、プロジェクトを不採択、採択取消しまたは減額配分とすることがあります。

他の競争的資金制度への応募段階（採択が決定していない段階）での本プログラムへの応募は差し支えありませんが、上記の不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨等から、他の競争的資金制度等やその他の研究助成等を受けている場合、または採択が決定している場合、同一プロジェクト名または提案内容で本プログラムに応募することはできません。

（3）不正使用及び不正受給への対応

プロジェクト実施に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下、「不正使用等」という。）への措置については以下のとおりとします。

研究費の不正使用等が認められた場合の措置

（ ）契約の解除などの措置

不正使用等が認められたプロジェクトについて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部または一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

（ ）申請及び参加（ ）の制限

本プログラムの研究費の不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、本プログラムへの申請及び参加を制限します。

また、他府省・独立行政法人を含む他の競争的資金担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供する場合があります。（他府省・独立行政法人を含む他の競争的資金制度において、申請及び参加が制限されることとなる可能性があります。）

なお、この不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する、本プログラムにおける申請及び参加の制限の期間は、研究費等の執行停止等を行った日以降における、その日の属する年度及び翌年度以降2年以上5年以内の間で、不正使用等の内容を勘案して相当と認められる期間とします。

研究費等の他の用途への使用の内容等	相当と認められる期間
1 研究事業等に関連する研究等の遂行で不必要な用途に使用した場合	2年
2 研究等に関連する研究等の遂行で研究事業等の目的と相違する用途に使用した場合	3年
3 研究等に関連しない用途に使用した場合	4年
4 虚偽の請求に基づく行為により現金を支出した場合	4年
5 偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題として採択された場合	5年
6 1から4にかかわらず、個人の経済的利益を得るため	5年

に使用した場合	
---------	--

() 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者等として新たに研究に参加することを指します。

(4) 研究活動の不正行為に対する措置

プロジェクト実施に関する研究活動の不正行為(捏造、改ざん、盗用以下、「不正行為等」という。)への措置については、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成18年8月8日 科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会)に基づき、以下の通りとします。

研究活動の不正行為等が認められた場合の措置

() 各制度ごとの措置

契約の解除・変更、委託費の返還

競争的資金の適正な執行に関する指針(平成18年11月14日改正競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づき、研究活動の不正行為等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、研究活動の不正行為等の悪質性等に考慮しつつ、委託費の全部または一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

() 申請及び参加の制限

以下の者について、一定期間、本プログラムへの申請及び参加を制限します。また、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該不正行為等の概要(不正行為等をした研究者名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正行為等の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金担当課は、所管する競争的資金への申請及び参加を制限する場合があります。

措置の対象者	制限される期間 (不正が認定された年度の翌年度から)
不正行為があったと認定された研究にかかる論文等の、不正行為に関与したと認定された著者、共著者及び当該不正行為に関与したと認定された者	2～10年
不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者	1～3年

(5) 他の競争的資金制度で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

国または独立行政法人が所管している他の競争的資金制度()において、研究費の不正使用等または研究活動の不正行為等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度において応募資格が制限されている期間中、本プログラムへの申請及び参加を制限します。

「他の競争的資金制度」について、平成21年度に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、平成21年度以前に終了した制度においても対象となることがあります。

()現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のHPをご覧ください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/09ichiran.pdf>

(6) 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

(7) 間接経費に係る領収書の保管に係る事項

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、プロジェクト終了年度の翌年度から5年間適切に保管しておくこと。

(8) 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく体制整備等の実施状況報告書の提出について

本プログラムの委託契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書を提出することが必要です。(実施状況報告書の提出がない場合の研究実施は認められません。)

文部科学省ホームページ「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gi_jyutu/008/houkoku/07020815.htm

このため、下記ホームページの様式および提出方法に基づいて、契約予定日までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課競争的資金調整室に報告書が提出されていることが必要です。(実施状況報告書の提出がない場合の研究実施は認められません。)

【URL】

http://www.mext.go.jp/a_menu/02_b/08191222/001.htm

提出期限等、報告書提出の詳細は、採択決定後、JST総務部研究機関監査室より文書にてお知らせいたします。(なお、JSTは、報告書が提出されていることを確認した上で、契約を締結いたします。)

ただし、平成21年4月以降、既に、別途の事業の応募等に際して報告書を提出している場合は、今回新たに報告書を提出する必要はありません。その場合は、当該研究機関の府省共通研究開発管理システム(e-Rad)における研究機関番号、既に提出していること及び提出日(郵送の場合は発送日)を申請書に記載して下さい。

また、平成 23 年度以降のプロジェクト実施に当たっては、毎年度、前年の秋頃に再度報告書の提出が求められる予定ですので、文部科学省あるいは J S T からの周知等に十分ご留意下さい。

報告書の提出の後、必要に応じて、文部科学省（資金配分機関を含みます）による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。また、報告内容に関して、平成 19 年 5 月 31 日付け科学技術・学術政策局長通知で示している「必須事項」への対応が不適切・不十分である等の問題が解消されないと判断される場合には、研究費を交付しないことがあります。

(9) 応募情報および個人情報の取扱い

応募情報の管理について

応募書類等の提出物は審査のために利用します。なお、審査には J S T 内の他の事業及び他の機関における重複調査を行う場合も含まれます。

採択された個々の課題に関する情報（制度名、プロジェクト名、中核大学名、プロジェクト責任者名、在籍卓越研究者名（所属機関・部署・役職を含む）、自治体名、プロジェクト要旨）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜 J S T のホームページにおいて公開します。不採択の場合については、その内容の一切を公表しません。

個人情報の管理について

応募に関連して提供された個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び関係法令を遵守し、下記各項目の目的にのみ利用します（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）詳しくは下記ページをご覧ください。

http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/a_05_f.htm

- ・ 審査及び審査に係る事務連絡、通知等に利用します。
- ・ 審査後、採択された方については引き続き契約等の事務連絡、説明会の開催案内等採択プロジェクトの管理に必要な連絡用として利用します。
- ・ J S T が開催する成果報告会、セミナー、シンポジウム等の案内状や、諸事業の募集、事業案内等の連絡に利用します。

(10) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）からの政府研究開発データベース（ ）への情報提供等

文部科学省が管理運用する府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じ、内閣府の作成する標記データベースに、各種の情報を提供することがあります。また、これら情報の作成のため、各種の作業や情報の確認等についてご協力いただくことがあります。

() 国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、内閣府総合科学技術会議が各種情報について、一元的・網羅的に把握し、必要情報を検索・分析できるデータベースを構築しています。

(1 1) その他

応募にあたっては、生命倫理及び安全の確保、または実験動物の取扱いに関し、各府省が定める法令・省令・倫理指針等を遵守して下さい。実施機関の長等の承認・届出・確認等が必要な研究、及び共同研究企業から国等への届出・申請等が必要な研究の有無を確認して下さい。また、これらに該当する研究については、開始時までには必ず必ず所定の手続きを行って下さい。

各府省が定める法令等の主なものは以下の通りですが、このほかにも研究内容によって法令等が定められている場合がありますので、ご留意下さい。

- ・ ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成12年法律第146号)
- ・ 特定胚の取扱いに関する指針(平成13年文部科学省告示第173号)
- ・ ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針(平成13年文部科学省告示第155号)
- ・ ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(平成16年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)
- ・ 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年厚生省令第28号)
- ・ 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について(平成10年厚生科学審議会答申)
- ・ 疫学研究に関する倫理指針(平成16年文部科学省・厚生労働省告示第1号)
- ・ 遺伝子治療臨床研究に関する指針(平成16年文部科学省・厚生労働省告示第2号)
- ・ 臨床研究に関する倫理指針(平成16年厚生労働省告示第459号)
- ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)

文部科学省、環境省の法令等については、下記ホームページをご参照下さい。

文部科学省ホームページ「生命倫理・安全に対する取組」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/seimei/main.htm

環境省ホームページ「動物の愛護と適切な管理」

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/rule.html

研究開発計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究または調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行って下さい。

上記の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取り消しまたは研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。

(別添) 応募申請書類作成要領

平成21年度地域卓越研究者戦略的結集プログラム 応募申請書類作成要領

- * 提出された申請書類は、本プログラムの目的達成にふさわしいプロジェクトを採択するための審査に使用するもので、一切公開いたしません。
- * 応募申請書類に不備がある場合は受理できない場合がありますのでご注意ください。

応募申請の受付は府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じて行っていただきます。当該システムの使用に当たっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。以下の手順に従い、応募申請を行って下さい。

1. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)とは、各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス(応募受付 審査 採択 採択課題管理 成果報告等)をオンライン化する府省横断的なシステムです。「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research and Development(科学技術のための研究開発)の頭文字に、Electric(電子)の頭文字を冠したものです。

2. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への事前登録

応募申請を希望するプロジェクト責任者の所属研究機関は、本システムへの事前登録が必要となります。(過去、すでにご登録されている場合は再登録の必要はありません。)

下記アドレスの府省共通研究開発管理システム(e-Rad)にアクセスし、「所属研究機関向けページ」をご参照の上、所属研究機関(プロジェクト責任者所属機関)の登録、及び所属研究者(プロジェクト責任者)の登録を行い、ID、パスワードの発行を必ず受けて下さい。

<http://www.e-rad.go.jp/>

3. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ先

本プロジェクトに関する問い合わせは、従来どおりJSTの担当部署にて受け付けます。府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせは、e-Radヘルプデスクにて受け付けます。

本プログラムホームページ及び府省共通研究開発管理システム(e-Rad)のポータルサイト(以下、「ポータルサイト」という。)をよく確認の上、問い合わせして下さい。

なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

本プログラムホームページ：<http://www.jst.go.jp/chiiiki/takuetsu/index.html>

ポータルサイト：<http://www.e-rad.go.jp/>

(問い合わせ先一覧)

本プロジェクトに関する問い合わせ及び申請書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	(独)科学技術振興機構(J S T) イノベーション推進本部 地域事業推進部	03-5214-8419 (TEL) 03-5214-8487 (FAX)
府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の操作方法に関する問い合わせ	府省共通研究開発管理システム (e-Rad) ヘルプデスク	0120-066-877 午前 9:30 ~ 午後 5:30 土曜日、日曜日、祝祭日を除く

【注意事項】

ヘルプデスクは研究機関・研究者の登録やe-Radの操作についての問い合わせ先ですが、以下のよう
に配分機関にお問い合わせいただく内容が大変多く含まれています。

以下のような項目については、J S T宛にお問い合わせいただくようお願いいたします。

- ・ 予算額・経費には何を入力すればいいのか
- ・ 公募締切後だが応募したい
- ・ 配分機関へ提出済みの課題を修正したい
- ・ 実施中の課題 (応募・受入状況) には何を入力すればいいのか
- ・ 継続課題で必須入力となっている課題IDが分からない
- ・ 配分機関に提出する前に入力した内容を確認してほしい
- ・ 応募したいが何をすればいいか教えてほしい
- ・ 応募に当たって別途郵送が必要な書類の種類は何か
- ・ 応募したいがどの種目に該当するのか
- ・ 審査結果はいつ分かるのか
- ・ 任意入力項目に記入するかどうかで有利 (不利) になるのか
- ・ 採択後の事務作業は大変なのか
- ・ 受付中公募一覧から申請様式を取得できないが、どうすればいいか。
- ・ 各事業が提示している様式には何を記述すればいいのか。
- ・ 応募に関わる研究者は、どの範囲まで登録する必要があるのか。
- ・ e-Radへの応募情報の登録は、どの立場の研究者が行えばいいのか。
- ・ 公募期限までに、研究機関あるいは研究代表者・研究分担者の登録が間に合わないが、どうすればいいか。
- ・ 応募・受入状況の入力欄に登録すべきものが11件以上あるが、どれを入力すればいいのか。
- ・ 研究目的や研究概要に入力可能な文字数について、様式よりもe-Radの方が少ないため、双方の内容が異なってしまったが問題ないのか。

4 . 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の使用に当たっての留意事項

(1) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) から参照またはダウンロードすることができます。システム利用規約に同意の上、応募して下さい。

(2) システムの利用可能時間帯

(月～金) 午前6：00～翌午前2：00まで

(日曜日) 午後6：00～翌午前2：00まで

土曜日は運用停止とします。なお、祝祭日であっても、上記の時間帯は利用可能です。ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせします。

(3) 所属研究機関の登録

プロジェクト責任者が所属する大学は、応募時までに機関登録されていることが必要となります。

機関で1名、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を(事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も併せて)行って下さい。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをして下さい。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

なお、ここで登録された機関を所属研究機関と称します。

(4) 研究者情報の登録

本プログラムに応募する際、プロジェクト責任者を研究者として申請する必要があるため、プロジェクト責任者は研究者情報を登録し、システムログインID、パスワードを取得することが必要となります。

所属研究機関に所属している研究者の情報は所属研究機関が登録します。なお、過去に文部科学省の科学研究費補助金制度で登録されていた研究者情報は、既にこのシステムに登録されています。研究者番号等を確認の上、所属情報の追加を行って下さい。

所属研究機関に所属していない研究者の情報は、府省共通研究開発管理システム運用担当で登録します。必要な手続きはe-Radポータルサイトを参照して下さい。

(5) 個人情報の取扱い

申請書類に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む)する他、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を経由し「内閣府の政府研究開発データベース」へ提供します。

5 . システムを利用した応募の流れ

中核大学が行います

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) への登録

中核大学で1名、事務代表者を決め、ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行います。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕を持って登録手続きをして下さい。

参照URL : <http://www.e-rad.go.jp/>

中核大学が行います

電子証明書のインポート

システム運用担当から所属研究機関通知書(事務代表者のシステムログインID、初期パスワード)、電子証明書が届きます。作業用PCに電子証明書をインポートし、通知書に記載されたログインID、初期パスワードを入力してログインします。

中核大学が行います

部局情報、事務分担者情報、研究者情報の登録

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)上で、部局情報、プロジェクト責任者(申請する際に代表者となる方)を研究者として登録し、プロジェクト責任者用のID、パスワードを発行します。

中核大学が行います

公募要領・申請様式の取得

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)で受付中の公募の一覧を確認して、公募要領と申請様式をダウンロードします。もしくは、本プログラムホームページから当該ファイルをダウンロードします。

プロジェクト責任者が行います

応募情報の入力と提出

システムに必要事項を入力の上、申請書をアップロードします。

直接郵送する書類

JSTにて応募を受理

6 . e-Rad での申請書類作成時の注意事項

- ・システムを利用の上、提出して下さい。
システムの操作マニュアルは、ポータルサイトよりダウンロードできます。
- ・本プログラムの内容を確認の上、所定の様式をダウンロードして下さい。

- ・提案書類（アップロードファイル）はWord、一太郎、PDFのいずれかの形式にて作成し、応募して下さい。なお、Word、一太郎、PDFは以下のバージョンで作成されたものでないと、アップロードがうまく出来ない場合がありますのでご注意下さい。

Word 2000以降

一太郎 Ver.12以降

Adobe Acrobat Reader(Adobe Reader) 5.0以降

- ・提案書に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「JPEG」、「PNG」形式のみとして下さい。それ以外の画像データ（例えば、CAD やスキャナ、PostScript やDTP ソフトなど別のアプリケーションで作成した画像等）を貼り付けた場合、正しくPDF形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、操作マニュアル「3.4 画像を貼り付ける方法」を参照して下さい。

- ・アップロードできるファイルの最大容量は3MBの通りです。それを超える容量のファイルについてはJSTまで問い合わせして下さい。

- ・提案書類は、アップロードを行うと、自動的にPDFファイルに変換します。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換されたPDFファイルの内容をシステムで必ず確認して下さい。利用可能な文字に関しては、操作マニュアル「1.7 システムの基本的な操作方法」を参照して下さい。

- ・提出締切日までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていない提案書類は無効となります。提出締切日までに「配分機関受付中」にならなかった場合は、所属研究機関まで至急連絡して下さい。所属研究機関に所属していない研究者は、上記問い合わせ先まで連絡して下さい。

- ・申請書の受理状況は、「受付状況一覧画面」から確認することができます。

- ・上記以外の注意事項や内容の詳細については、e-Rad ポータルサイト（研究者向けページ）に随時掲載しておりますので、ご確認下さい。

7. 郵送が必要な書類の提出

郵送が必要な書類（「9. 応募申請書様式の構成および作成時の留意点」参照）については、簡易書留、特定記録等または宅配便によるご提出が必要になります（着払い不可）。その際には大学の応募の担当者名、その大学名、部署名、課題名を明記した送付状を添付して下さい。

送付先及びこの公募に係る問い合わせ先は以下の通りです。

【送付先及び問い合わせ先】

〒102 - 8666

東京都千代田区四番町5 - 3 サイエンスプラザ

独立行政法人科学技術振興機構 地域事業推進部 （事業推進担当）

電話 03 - 5214 - 8419 FAX 03 - 5214 - 8487

なお、募集要項については、以下のホームページからも入手(ダウンロード)できます。
<http://www.jst.go.jp/chiiiki/takuetsu/index.html>

8. 応募申請書類の提出期限

応募申請書類の提出期限 平成21年8月31日(月) 12:00まで

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)については、システム運用上、上記期限を過ぎますと応募を受け付けることができませんので、余裕を持って申請するようにして下さい。また、上記期限を過ぎての応募申請又は応募申請内容の変更はできませんので注意して下さい。なお、応募申請書類の返却は致しません。

上記期限の少なくとも2週間以上前に府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録(申請者及び所属研究機関の登録が必要)をお済ませ下さい。

郵送が必要な申請書類の提出期限は平成21年8月31日(月)(消印有効)です。「郵送または宅配便(含バイク便)」に限り、簡易書留・特定記録等を利用して、配達されたことが証明できる方法によって下さい。「FAX」及び「電子メール」による提出は受け付けませんので注意して下さい。

提出期間中に発送されなかった申請書類は、いかなる理由があろうとも無効となります。また、書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、募集要項及び申請書類作成要領を熟読のうえ、注意して記入して下さい。(申請書類のフォーマットは変更しないで下さい。)

申請書類の差し替えは固くお断りいたします。また、申請書類の返却は致しません。

9. 応募申請書様式の構成および作成時の留意点

(1) 応募申請書様式の構成及び提出方法

提出された申請書類は、このプログラムの目的達成にふさわしいプロジェクトを採択するための審査に使用するもので、記載された内容等の取り扱いについては「応募要項 7. 応募に当たっての留意点(1) 不合理な重複・過度の集中に対する排除」「同(9) 応募情報および個人情報の取扱い」に準じます。

書類名	様式	提出方法	
		府省共通研究開発管理システム(e-Rad)	郵送(紙媒体)
地域卓越研究者戦略的結集プログラム申込書	様式1	1部	1部
地域卓越研究者戦略的結集プログラム 基本計画書(案)	様式2	-	50部及び電子データ

			(CD-ROM)
プロジェクト責任者の経歴書	様式 3	-	50 部
卓越研究者、各研究開発テーマの主要研究者の経歴・業績・主要論文リスト	様式 4	-	50 部
公的機関の研究助成・補助金等リスト	様式 5	-	50 部
研究開発テーマ詳細説明資料	様式 6	-	50 部

(2) 提出にあたっての注意事項

- 1) 申請は府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による提出となります。
 まだ e-Rad に機関登録をしていない大学につきましては、大学で 1 名、事務代表者を決め、ポータルサイト () より研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を (事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も併せて) 行います。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをして下さい。
 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)ポータルサイト:<http://www.e-rad.go.jp/>
- 2) 申請書類は本作成要領に基づき、必要な内容を誤りのないように入力して下さい。
 申請書類作成例中、「斜字体」で書かれている文章はご記入に当たっての注意事項です。申請書類作成時には削除して下さい。
- 3) 様式 1 は、府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による提出をお願いします。e-Rad でご提出いただく様式 1 は、押印前の書面で結構です。
- 4) 様式 1 を除く書類は、1 部ずつ左上 1 箇所をホチキス留めにして下さい。製本は不要です。
- 5) カラーの書類がある場合は、カラーでコピーして下さい。
- 6) 書式等については、以下の点に留意して下さい。
 - イ) A 4 縦の用紙に入力して下さい。
 - ロ) 申請書類は書類ごとに、各ページの右下に (ページ数 / 総ページ数) をご記入下さい。
 - ハ) 上下左右に余白 (20 mm 程度) を設けて下さい。
 - ニ) 大きめの文字で、読みやすい構成にして下さい。(文字の配列: 40 字 × 50 行程度、文字の大きさ: 11 ポイント程度)
 - ホ) 図表以外は、基本的に白黒で作成して下さい。
 - ヘ) 提出書類は、原則として両面印刷して下さい。
- 7) 図表に関しては、以下の点に留意して下さい。
 - イ) A 4 縦の用紙に入力して下さい。
 - ロ) カラーでもかまいませんが、白黒コピーしたときに図や文字が不鮮明にならないような配色に留意して下さい。
- 8) 平成 21 年 8 月 31 日 (月) 締切ですので、余裕をもって申請して下さい。郵送していただく書類に関しても同日 (消印有効) とします。「FAX」及び「電子メール」による提出は受け付けられません。
- 9) 申請書類は、JST 地域イノベーション創出総合支援事業のホームページ (<http://www.jst.go.jp/chiki/takuetsu/index.html>)、もしくは e-Rad からダウンロードできます。

10) 申請書類は返却いたしません。予めご了承下さい。

10. Q&A

Q 1 提案には大学と都道府県・政令指定都市との連名であることが不可欠ですか？また、公印が必要でしょうか？

A 1 本プログラムは大学と自治体が研究開発・企業化の両輪となる観点から、連名での応募が不可欠です。提案に当たっては、大学、自治体それぞれ公印が必要となります。

大学の申請者は、学内に卓越研究者からなる研究開発チームを構築し、大学の特定分野の研究開発を加速的に推進するものであることから、大学が一体として取り組むべきものであり、学長の印が必要です。また、自治体も企業化推進体制の整備を大学と連携して取り組むことが不可欠であり、また地域負担を措置する観点から、公印の押印が必要となります。

なお、自治体に関しては部局長の押印で申請可能ですが、プロジェクト実施に当たり、推進契約書を首長名でご契約いただくこととなります。

Q 2 一つの自治体が複数の提案をすることは可能ですか？

A 2 一つの自治体が複数の提案をすることは可能です。ただし、個々の提案における当該地方自治体の取組（自治体として重点的な体制を整備できるか）等も審査の対象となりますのでご留意下さい。

Q 3 一つの大学が複数の提案をすることは可能ですか？

A 3 本件は大学として特に力を入れる分野を明示して、人材を結集し研究開発を推進するものです。従って、大学については複数の提案をすることはできません。

Q 4 都道府県・政令指定都市以外の自治体は、都道府県・政令指定都市と連携して提案することはできますか？

A 4 提案者になれる自治体は、都道府県・政令指定都市のみです。よってそれ以外の自治体は提案者になれません。ただし、研究開発体制中には参画することが可能です。

Q 5 都道府県・政令指定都市内の複数の大学が連名で応募することは可能ですか？

A 5 研究開発チームは単一の大学に設置することが原則です。従って、複数の大学の連名で提案を行うことはできません。ただし、連携卓越研究者を置く等により、研究開

発体制中には参画することが可能です。なお、連携先の大学では、JSTの経費により卓越研究者の招聘を行うことはできません。

Q 6 一つの大学と連携して複数の地方自治体（都道府県・政令指定都市）が連名で提案することはできますか？

A 6 原則として複数の地方自治体の連名で提案することはできません。ただし、

- ・都道府県と、当該都道府県内の政令指定都市の連名
- ・大学が政令指定都市内に存在する

場合は、連名での提案が可能です。

Q 7 研究開発の内容は特定分野に絞る必要がありますか？

A 7 特定分野に絞る必要はありませんが、限られた予算内での研究開発の実施となりますので、提案内容に複数の分野、領域が含まれる場合、その分野を含んでいる必然性、必要性（総花的な提案となっていないか等）、企業化に向けた可能性や、予算内で実行可能な計画かどうか、卓越研究者間や関係機関間の連携体制及びその有効性も審査の対象となりますのでご留意下さい。

Q 8 提案者が事業費を負担する必要はありますか？

A 8 提案者（大学・自治体）は、プロジェクト実施期間中に計上される地域負担の総額が、JSTが支出する委託費のうち直接経費の1/2以上相当額を自己負担等により支出する必要があります。ただし、全ての年度において地域負担額がそれぞれ当該年度のJST負担額の1/2以上となっている必要はありません。プロジェクト実施期間の総額で応分以上になっていれば構いません。

Q 9 地域（大学、企業、自治体）負担分として計上できる経費にはどのようなものがありますか？

A 9 委託費の直接経費同様、設備費、材料及び研究用消耗品、外注費、人件費、旅費、印刷費や研究室の光熱水費については計上可能です。

ただし、国立大学に関しては原則運営費交付金で計上している人件費を地域負担分として計上することはできません。

また、卓越研究者を招聘する場合は、卓越研究者の人件費をJSTからの委託費と地域負担分に案分して計上することが可能です。また、卓越研究者の住居の賃貸借料も地域負担分として計上可能となります。

さらに、企業化推進体制の構築に係る経費（人件費、会議費、旅費等）、研究環境の整備（施設整備・改造等）についても計上可能です。

Q10 研究開発推進に係る事務局経費は地域負担分として計上することはできないでしょうか？地域負担分として計上できない経費にはどのようなものがありますか？

A10 研究開発推進に係る事務局経費は計上することができません。計上できない経費としては、プロジェクト責任者や事務局の人件費、運営経費等、直接研究には関係しない経費や、研究開発期間内に発生した施設内の事故・災害処理のための費用が当たります。

Q11 参画企業は地域負担分を計上することは可能でしょうか？

A11 参画企業が自ら経費負担を行う研究開発については、負担分を地域負担分として計上することが可能です。

Q12 卓越研究者を招聘するために、通常の研究者より多額の人件費を計上することはできますか？

A12 招聘する大学の規程上可能であれば、卓越研究者の招聘のために通常の研究者より多額の給与を卓越研究者に対し支出することが可能です。

当該人件費を全額委託費から充てることも可能ですが、委託費の総額は一定のため、その分研究開発費が減額されることとなります。

資金計画を十分検討した上で、卓越研究者への給与額及びJST委託費と地域負担分との割合を決定いただくようお願いいたします。

なお、給与の委託費からの支出については、通常の教授相当の3倍までの上限を考えておりますので、契約締結時に委託費支出分を調整し、決定することとなります。

Q13 卓越研究者の生活環境整備のための経費は委託費から支出することはできますか？もしくは地域負担分として計上できませんか？

A13 卓越研究者の招聘、および招聘後大学に継続して在籍させるためには、家族の問題も含め生活環境についての支援策が必要となります。

生活環境の整備は大学だけで解決できないため、地方自治体が大学と連携し、支援策を講ずる必要があります。

ただし、招聘卓越研究者のための住居建設整備、賃貸借料等、生活環境整備のための経費は委託費から支出することはできません。

地域負担分についても、直接研究開発に関連する経費を地域負担分としていることから、原則支出することはできませんが、例外として、大学の規程に基づく住居の賃貸借料に関しては、地域負担分として計上することができます。

Q 1 4 プロジェクト責任者はなぜ大学の理事相当である必要があるのでしょうか？

A 1 4 プロジェクト推進に当たり、プロジェクト責任者に求められる要件として

- ・卓越研究者の招聘に当たって、大学を代表し主導的な立場で交渉に当たれること
- ・卓越研究者の招聘における給与や生活環境等の措置等、プロジェクト推進に当たっては従来の規程に縛られない柔軟な対応が必要となることから、そのための権限を有すること
- ・卓越研究者、自治体、参画企業等と調整し、研究開発計画の立案・企業化の調整を行っていくため、発言力を有すること

が考えられます。この点を考慮すると、大学における理事相当がプロジェクト推進の責任を担う必要があります。

また、プロジェクト推進のリーダーとして、主体的に課題解決に当たれることも望まれます。

Q 1 5 大学と自治体との連名での応募となりますが、地方自治体のメリットは？

A 1 5 本プログラムは大学の卓越研究者を中核として創出される技術シーズを企業との連携により企業化し、地域における新産業創出、地域活性化につなげていくための制度です。特に大学からの技術シーズの企業とのマッチング、地域企業の参画の促進等、地方自治体の役割は非常に重要なものとなりますが、プロジェクトが成功裏に終了した場合には、地方自治体にとっても非常にメリットがある制度と言えます。

Q 1 6 自治体が企業の参画促進を行う必要性は？

A 1 6 本プログラムでは大学に特定分野の卓越研究者を結集した強力な研究開発チームが構築され、大学から質の高い技術シーズが多数創出することが想定されます。このシーズを速やかに企業とマッチングさせ、企業化開発を進めるシステムが必要となり、このためには自治体の関与により多くの企業が参画していく必要があります。自治体が企業参画に積極的に関わらない場合、地域外の企業と連携し、結果、成果が地域外に移転してしまい、地域の産業創出につながらない恐れがあります。

Q 1 7 企業化推進会議、企業化推進体制の設置は必須でしょうか？

A 1 7 本プログラムはドリームチームによる技術シーズの創出、大学のみでの研究開発の活性化のみに主眼を置くものではなく、創出された技術シーズを適切に企業化に導き、新産業の創出に資することも主眼の一つとしております。

企業化の推進は、大学と自治体が主体となって実施します。

実施に当たっては、大学、自治体、JST、外部有識者からなる「企業化推進会議」を設置し、方針を決定することとします。

また、企業化推進会議の議論の下、大学、自治体共同で企業化推進体制を設置し、技術シーズの企業化に導きます。企業化推進体制にはコーディネータ等を配し積極的な企業化の推進を図りますが、大学・自治体だけでは措置しきれない部分については、外部専門家の活用を行う必要があります。

なお、企業化推進体制に係る経費は地域負担として計上可能です。

Q 1 8 プロジェクトマネージャーの役割は

A 1 8 本プログラムは大学における研究開発チームから創出される優れた技術シーズを地域において利活用、企業化することにより、地域における新産業の創出、地域活性化を目指すものです。プロジェクトマネージャーは企業化に向けた研究開発に対する助言を実施します。

また、JSTとしての事業推進管理の観点から、ドリームチームによる研究推進状況のチェックとプロジェクトに対する助言を行います

プロジェクトマネージャーの人選は、大学、地方自治体等の意見も踏まえつつJSTが実施します。プロジェクトマネージャーは所管のJSTイノベーションプラザ・サテライトを通じ、大学と自治体が連携して構築する企業化推進体制の組織内に配置します。なお、想定する人物像としては、当該分野を専門とする企業の研究開発部長級となります。

Q 1 9 JSTイノベーションプラザ・サテライトの関わりは？

A 1 9 プロジェクト推進に当たりプラザ・サテライトは、

- ・館長の企業化推進会議等への参加、助言
- ・企業化推進体制と科学技術コーディネータとの連携による企業化推進等、プロジェクト推進に当たっての支援・助言を実施します。

Q 2 0 「招聘・連携の可能性が有ること」とありますが、卓越研究者候補者からの内諾書等の徴取は必要でしょうか？

A 2 0 必要ありません。本プログラムでは研究開発開始後速やかな卓越研究者の招聘による体制整備完了を想定しており、研究開始時から招聘を必ずしも完了する必要はありません。ただし、事前に交渉を行った結果については提案書に記載して下さい。

Q 2 1 招聘を予定していた卓越研究者の招聘が難しい場合は？

A 2 1 必要であれば、連携してプロジェクト実施を行うことが可能です。なお、3名以上の招聘が望ましいと考えますので、新たな卓越研究者のリストアップ・招聘活動を実施願います。

Q 2 2 在籍卓越研究者の年齢制限は？

A 2 2 招聘卓越研究者に関してはプロジェクト終了後、地域の核として継続した研究開発を推進していただくため、原則55歳以下という要件を設けております。しかしながら、在籍卓越研究者に関しては、年齢制限自体は設けておりません。ただし、プロジェクト終了後も引き続き継続して研究開発に携わっていただけることは要件とします。

Q 2 3 卓越研究者の卓越性の判断は？

A 2 3 卓越研究者の卓越性の判断は、様々な観点があるため一意的な判断が難しいところであり、以下の観点到研究テーマ(企業化に向けた可能性等)を加味して判断します。

- ・研究内容の当該研究分野に与えたインパクト
- ・特許出願
- ・登録状況
- ・論文発表数
- ・被引用数
- ・競争的資金獲得実績
- 等

評価に当たっては、絶対評価は難しいため、申請プロジェクト間の相対評価とさせていただきます。

(参考)

JSTは男女共同参画を推進しています！

JSTでは、科学技術分野における男女共同参画を推進しています。

総合科学技術会議では、平成22年度までに国として取り組むべき科学技術の施策を盛り込んだ第3期科学技術基本計画

(<http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index3.html>)において、「女性研究者の活躍促進」について述べています。日本の科学技術の将来は、活躍する人の力にかかっており、多様多様な個人が意欲と能力を発揮できる環境を形成する必要があります。その一環として、「期待される女性研究者の採用目標は、自然科学系全体としては25%」と具体的な数値目標が示されています。

JSTでは、事業を推進する際の活動理念の1つとして、「JST業務に係わる男女共同参画推進計画を策定し、女性研究者等多様な研究人材が能力を発揮できる環境づくりを率先して進めていくこと」を掲げています。

新規課題の募集・審査に際しては、男女共同参画の観点を踏まえて進めていきます。男女ともに参画し活躍する研究構想のご提案をお待ちしております。

研究者の皆様、男性も女性も積極的にご応募いただければ幸いです。

独立行政法人科学技術振興機構 理事長
北澤 宏一

さらなる飛躍に向けて

女性研究者の皆さん、さらなる飛躍に向けて、この機会に応募してみましょう。

研究者に占める女性の割合は、13.0% (平成19年度末現在、平成20年度科学技術研究調査報告(総務省)より)。上昇傾向にあるもののまだまだとても低い数字です。女性研究者が少ない理由としては、出産・育児・介護等で研究の継続が難しいことや、女性を採用する受け入れ体制が整備されていないこと、自然科学系の女子学生が少なく女性の専攻学科に偏りがあることなどがあげられています。

このそれぞれの課題に対しては、国としても取り組みが行われています。同時に、女性自身の意識改革も必要であると思います。「もうこれ以上は無理」、「もうこのくらいで良い」とあきらめたりせず、ステップアップに向けてチャレンジして欲しいと思います。

この機会に応募して、自らの研究アイデアを発展させ、研究者として輝き、後に続く後輩達を勇気づけるロール・モデルとなっていただければと願っています。

独立行政法人科学技術振興機構男女共同参画主監
小館 香椎子
(日本女子大学教授)

JST 男女共同参画ホームページ : <http://www.jst.go.jp/gender>

【本件に関するお問い合わせ先】

〒102-8666

東京都千代田区四番町5-3 サイエンスプラザ

独立行政法人科学技術振興機構 地域事業推進部（事業推進担当）

電話 03-5214-8419 FAX 03-5214-8487